

ノスクマード[®]知財ニュース

7
2018

◆ カップヌードルの帯柄が「位置商標」として登録

日清食品のカップヌードルの帯柄が「位置商標」として登録された。この帯柄は、いくつもの長方形を組み合わせたデザインで、1971年の発売から半世紀近くデザインは変わっておらず、認知度の高さによって登録が認められた。

同社によると、このデザインは、故・大高猛氏によるもので、同氏は大阪万博のシンボルマークなどを手がけたことでも知られる。また、このデザインは、創業者の故・安藤百福氏が海外展開のために洋風な装いを取り入れることにこだわったものであるという。

なお、「位置商標」としては、他に、キューピーのマヨネーズにあしらわれる赤い網の目のデザインなどが登録されている。

◆ アップル元社員が企業秘密盗用で逮捕

米アップル元社員が、中国の新興企業に転職する前にアップルの自動運転車に関する企業秘密を盗んだとして逮捕された。

米国連邦捜査局（FBI）によると、張容疑者はアップルに入社後、自動運転車のハードウェアとソフトウェアを開発するチームに加わっていたという。

張容疑者は、秘密情報のデータベースを検索して自動運転車のプロトタイプなどに関する技術文書のファイルをダウンロードした疑いが持たれており、有罪となれば禁錮10年と25万ドル（約2800万円）の罰金が科される可能性がある。

◆ アップルvsサムスン和解

アップルとサムスンのスマートフォン特許を巡る訴訟につき、カリフォルニア州の米連邦地裁にて和解の成立が報じられた。

和解内容は明らかにされていないが、去年5月の同地裁では、サムスンはアップルに約1億4千万ドル（約150億円）を追加で支払う判決がなされていた。

2011年に始まった両社の法廷闘争は、様々な訴訟を経た末に「サムスンがアップルの意匠権を侵害している」点については決定していたものの、具体的な賠償金額が決まらず、一度はサムスンが約4億万ドルの賠償金を支払ったものの、米最高裁で判決が覆り、地裁に差し戻されていた。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード[®]知財ニュース

8

2018

◆ 「セコム」ステッカー販売 商標法違反で逮捕

警視庁原宿署は、警備大手「セコム」（本社東京）のロゴが印刷されたステッカーを販売した、男を商標法違反の疑いで逮捕した。この容疑者は、今年1月頃にセコムの登録商標である「Security by SECOM」と印刷されたステッカーを1200円で販売したという。容疑者は「法律違反とは考えなかった」という。

原宿署によると、容疑者は自宅でパソコンなどを用い、ステッカーを偽造し、1～2月の間にインターネットのオークションサイトで「防犯ステッカー」として、約50枚販売していた。

◆ 富士フイルムホールディングスが米ゼロックスの買収継続を改めて表明

富士フイルムホールディングスの助野社長は、事務機器大手の米ゼロックスについて、買収を継続する考えを改めて表明した。

米ゼロックスと富士ゼロックスは調達や営業地域も含めた技術契約を結んでおり、2021年が次の期限だが、米ゼロックスは更新しない意向を示しているという。提携が解消されれば、富士フイルムホールディングス傘下の富士ゼロックスは、「ゼロックス」の商標が使えなくなるが、助野氏は「そんなにダメージがあると思わない」と述べた。

富士フイルムホールディングスは、今年1月に米ゼロックスの買収を発表したが、米ゼロックスの株主の反対を受けて、暗礁に乗り上げている。

◆ 米国 中国への第2弾の追加関税を発動

米国は、知的財産権の侵害を理由とした中国への制裁として、追加関税（25%）の第2弾の発動を発表した。この第2弾の追加関税では、電子部品や化学素材など、金額としては計160億ドル（約1・8兆円）相当が対象となる。対する中国は同規模の報復措置をとるとみられるが、米国は、この報復措置への対抗策としての第3弾の追加関税も検討中であるという。

米国は通商法301条に基づき、追加関税の第1弾として計340億ドル分への25%の追加関税を7月6日に発動していた。

中国から米国への輸入は、2017年で計5千億ドル（約56兆円）規模となっている。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード[®]知財ニュース

9

2018

◆ 海賊版グッズの販売で有罪判決

人気グループ「三代目 J Soul Brothers」の海賊版グッズを販売目的で所持していたとして、商標法違反の罪に問われていた男に対し、神戸地裁は執行猶予付きの有罪判決を言い渡した。

判決によると、この男は、去年11月から今年4月の間に、露天商の男と共謀し、「三代目 J Soul Brothers」の偽のロゴを使用したタオルや手提げかばんなど、およそ1250点を販売目的で所持していたという。

神戸地裁の安達裁判官は、「ネットで入手したデータを用いて、海賊版のグッズを作るなど被告人の犯した罪は大きい」と指摘した一方で、「店を廃業し、罪を認めた上で反省の弁を述べている」として、男に対し懲役2年・罰金100万円執行猶予4年の判決を言い渡した。

◆ フェイスブック vs ブラックベリー 互いに提訴

Facebookは、同社のボイスメッセージ技術やその他の技術に関する計6件の特許権侵害に基づき、ビジネスソフトウェアを提供するBlackBerry（カナダ）を提訴した。

両者に関しては、まず3月にBlackBerryが、「Messenger」や写真共有アプリ「Instagram」等がBlackBerryの特許権を侵害しているとして、Facebookを提訴しており、当時BlackBerryは、Facebookとの「数年に及ぶ対話」を経て提訴に至ったことを明らかにしていた。

◆ 知的財産権の侵害による輸入差止め 半年で約1万4千件

財務省によると、平成30年上期（1～6月）に知的財産権の侵害によって全国の税関で輸入が差し止められた件数は、1万3833件で前年同期に比べ10、2%減ったものの、点数は約2、4倍の約67万点に増えたという。また、このうち偽ブランド品など商標権の侵害が約3、5倍の約56万点で83、6%を占めている。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード[®]知財ニュース

10
2018

◆ 特許庁「知的財産権活用企業事例集 2018」の刊行

特許庁は、知的財産権を取得することで、市場を獲得・拡大した中小企業を紹介した事例集を刊行した。

「事例集では、各企業が、何をきっかけに、どう取り組み、どのような成果を得たのかを分かりやすくまとめています。経営者や知的財産関係者に活用いただき、新たな取組に挑戦する際のヒントとして、我が国の中小企業・小規模事業者の更なる飛躍につながれば幸いです。」としている。

知的財産権活用企業事例集 2018
～知恵と知財でがんばる中小企業 52～

http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/kigyuu_jirei2018.htm

◆ 自動車の偽エンブレムを販売した女を商標法違反で逮捕

愛知県警は、「メルセデス・ベンツ」の改造を手掛けるロリンザー社のエンブレムプレートの偽物を販売目的での所持を理由として、商標法違反の疑いで、鈴木容疑者（女性）を逮捕した。同県警は、偽物とみられる自動車に関するエンブレムプレートを自宅から多数押収しているという。

鈴木容疑者は、「コピー品と知っていた」と容疑を認めている。

同県警のサイバーパトロールによって、インターネットオークションに偽のエンブレムプレートが1個1280円で出品されていたことが確認されたという。

◆ 三菱鉛筆の「UNI(ユニ)」「Hi-uni(ハイユニ)」が色彩のみからなる商標として登録

三菱鉛筆が鉛筆の「uni (ユニ)」及び「Hi-uni (ハイユニ)」に長年使用している色彩が、「色彩のみからなる商標」として登録されたことが明らかとなった。

三菱鉛筆は、「今回の登録は、これらの色の組み合わせが「ユニ」及び「ハイユニ」を想起させる高い識別性があり、ユニブランドとして全国的に広く認知されたことによるものと考えている。今回の登録を機会に、今後も三菱鉛筆を代表する鉛筆「ユニ」及び「ハイユニ」のブランド価値をいっそう高めるべく活動していく。」としている。

これらの商標登録は、「色彩のみからなる商標」として国内で5番目、6番目となる。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード[®]知財ニュース

11
2018

◆「カナダグース」の偽物販売で商標法違反で逮捕

北海道警は、海外人気ブランド「カナダグース」のダウンジャケットの偽物を販売したとして、旭川市の松田秀晴容疑者（37）を商標法違反の疑いで逮捕した。同署は、松田容疑者がこれまでにインターネットで100着以上を販売し800万円以上を得ていたとみている。販売額は1着3万～6万円で、松田容疑者は「生活費の足しにしたかった」と容疑を認めている。

正規品は1着10万円ほどの「カナダグース」のダウンジャケットがネットオークションで1000円から入札開始となっているのを道警のサイバーパトロールで発見し、捜査をすすめていたという。

◆ 無印良品が中国商標問題に対するコメントを発表

複数のマスコミによって報じられていた「無印良品」の中国商標問題について、同社が現状と説明を、自社のホームページに掲載した。（以下、良品計画HPの掲載文より一部抜粋）

一、一部報道内容に関する説明

1. 中国での「無印良品」商標について

現在は中国において、当社は「無印良品」商標の国際分類の1～45類のほぼ全てを登録しています。今回報道にて取り上げられたのは、中国における24類「無印良品」の商標です。24類は、ベッドカバーやタオル等の商品カテゴリを指しております。

当社は、2001年に、上記24類「無印良品」の商標権について異議申立てを行い、以降、長年、24類を中国において当社に取り戻すために訴訟で争ってきました。現在も、この24類については訴訟が進行しております。

2. 一部報道にあった裁判について

本件は、当社の子会社であるMUJI上海が、上記別会社が権利を有する24類に該当する商品の一部に「無印良品」を誤って使用していたことを理由に、当社及びMUJI上海が中国において損害賠償等を求められたものです。昨年12月に、別会社側の主張を一部認容する第一審判決がありました。当社およびMUJI上海はすぐに控訴し、現在第二審が係属しています。したがって、当該判決はまだ確定しておらず、本件の判決はまだ効力を発していません。

二、最近出始めている別会社による模倣店舗について

一部メディア報道の中に取り上げられたように、最近になって、MUJI上海が展開する店舗と同じエンジ色の背景に白い漢字と書体を使った「無印良品」を看板に掲げ、内装や品揃えも類似した店舗が中国国内に大量に出始めています。

このような権利侵害に対しては、当社グループはこれまでも訴訟等の措置を講じております。別会社のある店舗において、24類以外の商品への「無印良品」商標を使用した販売に対しては、実際に勝訴判決を得て確定し、賠償金（約200万円）の支払いを受けております。

当社グループは、今後も模倣店舗・権利侵害に対して断固とした法的措置を取っていきます。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード[®]知財ニュース

12
2018

◆ 中国でiPhoneの一部モデルに対し輸入・差止めの仮処分

米Qualcommは、中国における米Appleに対する特許権侵害訴訟で、中国の裁判所がAppleのiPhoneの一部モデルについての輸入・販売を差し止める仮処分を出したと発表した。対象は、「iPhone 6 S」から「iPhone X」までの機種であり、今年発売の最新モデルは影響を受けない。

Qualcommは昨年9月、AppleのiPhoneで採用されている省電力機能とタッチスクリーン機能「Force Touch」（iPhoneでは「3D Touch」）が、Qualcommの3つの特許権を侵害しているとして福州中級人民法院に提訴していたが、今回、裁判所はこのうち2件の特許権侵害を認めたという。

Qualcommは、「Appleはわれわれの知的財産の恩恵を受け続けながら、特許料の支払いを拒否している。今回の裁判所の命令は、Qualcommの膨大な特許ポートフォリオの強さを示している」としている。一方、Appleは、Qualcommの要求は不当なものであるとして、「中国の顧客はすべてのiPhoneを購入可能である。」とコメントしている。

◆ サムスン Supremeとの提携発表に関し謝罪

サムスンが新型スマートフォン「Galaxy A8S」の発表会で、「Supreme（シュプリーム）」のコピーブランド「Supreme Italia」との提携を発表していた件について、同社はSNSアカウントを通し謝罪コメントを発表した。同社は提携について再検討していたうえで、混乱を与えたことについて「深くお詫びします」と謝罪している。

米国企業による「Supreme」については、商標権の問題もあり、「International Brand Firm」社による「Supreme Italia」や「Supreme Spain」といったコピーブランドが存在していた。

イタリアでは、2017年4月にミラノ裁判所が「Supreme Italia」の違法性を認め、一度はコピー品の押収と販売サイトの差し止めが行われたが、2018年5月に欧州連合知的財産庁が「Supreme（最高の）」は形容詞であるとの理由でロゴの商標登録を認めない決定を下し、同年6月にトラネ裁判所が「差し止めの根拠がない」として、押収品の返却や凍結されていたサイトの開放を通達していたという。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>